

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項を削り、同条第二項中「前項」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、同項及び同条第二項に、「の結果、当該携帯電話インターネット契約」を「を行うとともに、役務提供契約（同条第一項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）に、「又は当該携帯電話インターネット契約」を「又は役務提供契約」に改め、「携帯電話端末等」の下に「（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）」を加え、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等は」を削り、「対し」の下に「、青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項のほか」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「携帯電話インターネット契約」を「役務提供契約」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「携帯電話インターネット接続役務提供者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「とする携帯電話インターネット契約」を「とする役務提供契約」に、「青少年携帯電話インターネット契約」を「青少年役務提供契約」に、「媒介等をする場合」を「媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「媒介等」という。以下同じ。）をする場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「青少年携帯電話インターネット契約」を「青少年役務提供契約」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は当該理由書に記載された理由が記録された電磁的記録」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青

少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三項中「理由書」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録」と、「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と、第四項中「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と、「理由書」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面若しくは電磁的記録」と読み替えるものとする。

第三十条の三第一項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「第三項」を「第二項及び第五項」に改め、「の規定に違反していると認めるとき又は媒介業者等が同条第一項、第二項若しくは第四項」を削り、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同条第二項中「としない」を「とせず、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」に改め、「携帯電話インターネット接続役務」の下に「（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

第三十七条第一項第六号中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。